公益財団法人 サッポロ生物科学振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人サッポロ生物科学振興財団と称し、英文では Sapporo Bioscience Foundation と表示する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
 - 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、バイオサイエンス分野の諸研究調査に対し奨励助成を行い、もってわが国における豊かな食文化の創造に貢献する。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)豊かな食文化の創造に寄与するバイオサイエンス及びこれに関連する分野における調査研究に対する助成
 - (2) 豊かな食文化創造に寄与するバイオサイエンス及びこれに関連する分野における講演会、研究会等の開催並びにその援助
 - (3) 北海道の食産業振興支援
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の資産を分けて、基本財産とその他の財産とする。
 - 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立登記前日の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会及び評議員会の議決により基本財産に繰り入れられた財産
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の管理)

- 第6条 基本財産はこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、 基本財産の一部を処分しようとするとき、基本財産から除外しようとするとき及び基本財産に繰り入れるときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用管理規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。
 - 3 本条第1項の書類については毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6)財産目録
 - 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、 定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1)監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 本条第1、2 項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出し なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という)施 行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得 財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議により行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1)各評議員について、次のイからトに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - □ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二までに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - ト この法人のいずれか 1 人と親族その他特殊の関係が有る者
 - (2)他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイから二に該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- □ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省 設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう)又は認可法人(特別の法律に より設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

(権限)

第 14 条 評議員は、評議員会を構成し、第 18 条に規定する事項の決議に加わるほか、法令に定めるその 他の権限を行使する。

(任期)

- 第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第16条 評議員は無報酬とする。
 - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用の規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
 - 2 定時評議員会は毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第 21 条 理事長は、評議員会の開催の 1 週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である 事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
 - 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の 賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加 わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その 提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を 評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同 意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第28条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 1 名乃至 2 名
 - 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長を法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の 合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 理事長は、代表理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を 執行する。
 - 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会 に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 役員は第28条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第33条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬)

- 第34条 役員は無報酬とする。
 - 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用の規程による。

(責任の免除または限定)

第35条 この法人は、役員の「法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職

(開催)

第38条 通常理事会は毎事業年度2回開催する他必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第39条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議 決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議をのべ たときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第 43 条 理事又は監事が理事会及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
 - 2 前項の規定は、第30条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事

は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第 47 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 48 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、1 ケ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であって、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 選考委員及び選考委員会

(選考委員)

- 第50条 この法人に選考委員会を設置する。
 - 2 選考委員会は、3名以上10名以内の選考委員で構成する。
 - 3 選考委員は理事会で選任し、理事長が委嘱する。
 - 4 選考委員は理事を兼ねる事が出来る。

(任期)

第51条 選考委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

- 第 52 条 選考委員が次の一に該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬)

- 第53条 選考委員は有償とすることができる。
 - 2 選考委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 本条第 1、2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用の規程による。

(選考委員会)

- 第54条 選考委員会は、すべての選考委員をもって構成する。
 - 2 選考委員会の任務及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会規程による。

第10章 委員会

- 第55条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、前章の定めるところによる選考委員会のほか、 理事会はその決議により委員会を設置することができる。
 - 2 委員会の委員は理事会で選任し、理事長が委嘱する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

- 第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 理事、監事、及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類
 - (5)財産目録
 - (6)役員等の報酬規程

- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9)監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第12章 公告

第58条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

附則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3. この法人の最初の代表理事は村上隆男とする。
- 4. この定款の改定を2023 (令和5) 年4月1日より施行する。